

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調：「均田制」を中心として

梶原，良則
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7183391>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 31, pp.343-390, 1986-03-25. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

——「均田制」を中心として——

梶 原 良 則

目 次

はじめに

一、農村疲弊の進行と現状認識

二、農政機構の再編と農政の展開

(1) 農政機構再編

(2) 「寅年御仕組」

(3) 「上支配・分給令」

三、農政をめぐる上級家臣との確執

結びにかえて

はじめに

幕藩体制解体期における幕府・諸藩の改革は、多くの場合、財政危機を直接的契機として始められたことから、主要な財政基盤である年貢収入の確保を目指した農村土地政策が改革の一つの柱となっている。従って、程度の差こそあれ、解体しつつある封建的土地所有の再編強化が試みられることになるが、幕府を初め多くの諸藩では、農民の激

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

しい抵抗により実際には貫徹できないことが多い。このような中で、佐賀藩の行なった「均田制」(「諸借銀并加地子猶予令」・「上支配・分給令」と呼ばれる農村土地政策は、水戸藩の天保検地とともに、幕末期において封建的土地所有の再編強化にある程度成功した特異な例として注目されてきた。

従って、この「均田制」は、幕末佐賀藩々政改革の研究史において、最も重要な政策であり、藩政改革の性格をも規定するものとして重要視されてきた。¹これに対し、一部では、「均田制」は実際には十分機能しないし、その施行範囲も一部に限られるとして、高く評価すべきではないという見解も現われている。²このような見解の相違が存在するのは、一つには、藩政時代における地方史料が極めて少なく、農村の実態が把握し難いことによるのであるが、もう一つは、従来の研究では、「均田制」のみが単独に分析されていて、藩政改革の過程の中で「均田制」を把握することが十分行なわれなかったことに原因があると考えられる。

このような研究史の問題点の克服を目指して、本稿では、幕末佐賀藩農政改革の全貌を究明し、その中で「均田制」を位置付けて行くことを課題とする。

一、農村疲弊の進行と現状認識

佐賀藩における農村疲弊は、中期以降慢性的なものであったが、文政・天保期にはその極に達していた。このことは、農村疲弊の進行を一面で裏付けると考えられる、地主による土地集積の様相の検討によっても明らかとなる。

すなわち、佐賀郡早津江津にあって藩の御用商人を勤め、領内最大の地主でもあった弥富・井手家の場合、同家に残された三一〇通の土地清券状の分析から、安永元年から天保十三年までの七〇年間に九五町余の土地集積が行なわれたことが明らかにされている。³これによると、同家の集積地の六八%に当る六五町余の土地は、文政十一年から天保十三年の十五年間に集積されたもので、この時期が同家の地主的発展の一大転機であったことを示している。この

第1表 御救金支出内訳

掛り代官所	竈数	額(鳥目)
市武代官所	265軒	530 ^ノ 文
上佐賀	538 "	1076 "
川副	679 "	1358 "
白石	556 "	1112 "
皿山	221 "	442 "
計	2259 "	4518 "

(註) 「広渡手控抄録」より作成。

ことは、有田の正司家³、伊万里の松尾家⁴といった松浦郡の地主の場合も同様であり、佐賀藩の地主的発展に共通するものであったと考えられる。

これは、文政十一年の大風と天保期の打続く天災を契機としたものであったが、反面文政末・天保期の農村疲弊の進行を物語るものであった。

このような農村の状況については、十一代藩主直正(閑叟)襲封の翌天保二年九月、「農業者御国務之本」という意向の下、藏入地極難百姓に対し、第1表の如き御救が行なわれていることから、藩政担当者にある程度認識されていたことは明らかである。⁵しかし、当時の藩財政は破綻寸前の状態にあり、且改革派が藩政を掌握できない段階では、十分な政策が行ない得ようはずもなかった。

このような情勢の中で、農政を中心とした藩政建白書「案書」⁷が提出されている。以下、これによって、より具体的に農村疲弊の状況とその認識について検討しておくこととする。

まず、同書によれば、当時の佐賀藩の状況として、一方で、多くの町人・百姓は借銀の利足・加地子米(小作料)及び諸物価の高騰によって日常生活さえ困難な状態にあるのに対し、他方には、上田・上畠だけを耕作し、過分の田地を集積して加地子米を収納する大百姓(地主)と、質屋・酒屋・呉服店等種々の商売を兼業し、世間の利潤を独占する豪商の存在が指摘されている。

そして、市中・鄉村疲弊の根本的原因是、まさにこの「商売筋猥ニ有之、且貧富致懸隔」状況に求められ、特に大百姓・豪商による壟断の利に批判の矛先が向け

られているのである。

従って、このような状況下では、嚴罰主義と御救といった従来の政策では根本的問題の解決に至らないことが明確に認識されており、これをふまえて、その解決法が述べられている。

まず、郷村は宿駅であっても商家の戸数を制限し、其他の商人・手工業者は漸次排除して農業専一の場とする。さらに、城下・市中も生来の町人以外は、その在所に立帰らせる。その上で、百姓に対しては、「限田・均田之古制」によって、一戸の持高を漸次平均にし、商人に対しても、大身商人の兼業を禁止し職種を限定することが肝要と主張している。つまり、農商分離の貫徹と、その上での百姓に対する限田・均田、商人に対する兼業禁止・職種限定による壟断の利解消という復古的政策の必要性が指摘されているのである。

そして、これらの政策を実現させるために何よりも先に着手すべきものとして、戸籍調査による人別統制強化が上げられており、これが整備されれば、宗門改を初めとして下人の動向、商業統制、風俗矯正等、「人之取扱、上之御心俣三行届」とまで主張されているのである。

この「案書」に示された、市中・郷村疲弊の根本原因としての、地主・豪商による壟断の利に対する批判と、これを解決するための諸政策（人別統制強化・農商分離・限田均田政策）は、幕末佐賀藩における農政の基本理念となつて行くのである。

以上のような農村の状況に対して藩はいかなる対応をしたのか、つまり、実際の農政改革がどのような形で進められたかを次に検討することとする。

二、農政機構の再編と農政の展開

(1) 農政機構再編

佐賀藩天保改革は、改革派が藩政を掌握した天保六年より始まり、翌七年十二月、「此節改而御仕与所相建、本源大榎之所も重ニ遂吟味候様^⑤」というように、仕組所拡張以降本格化して行く。このような政治情勢、及び天保七年の大凶作等打続く天災による農村疲弊の進行を背景として、ようやく農政改革が実行に移されるのである。

まず最初に着手されたのが、農村支配機構の改革であった。天保八年三月に上申された郡方・代官所改革案^⑥がそれである。当時の農村支配機構は、三家(三支藩)・親類・親類同格と呼ばれる大配分領主が郡ごとに引請けて担当する郡方(郡代)〔第2表参照〕と、相統方・蔵方配下の代官所(在住代官)〔第1図参照〕という二重構造になっていた。この農村支配機構の二重構造を統一しようというのが、この改革案である。

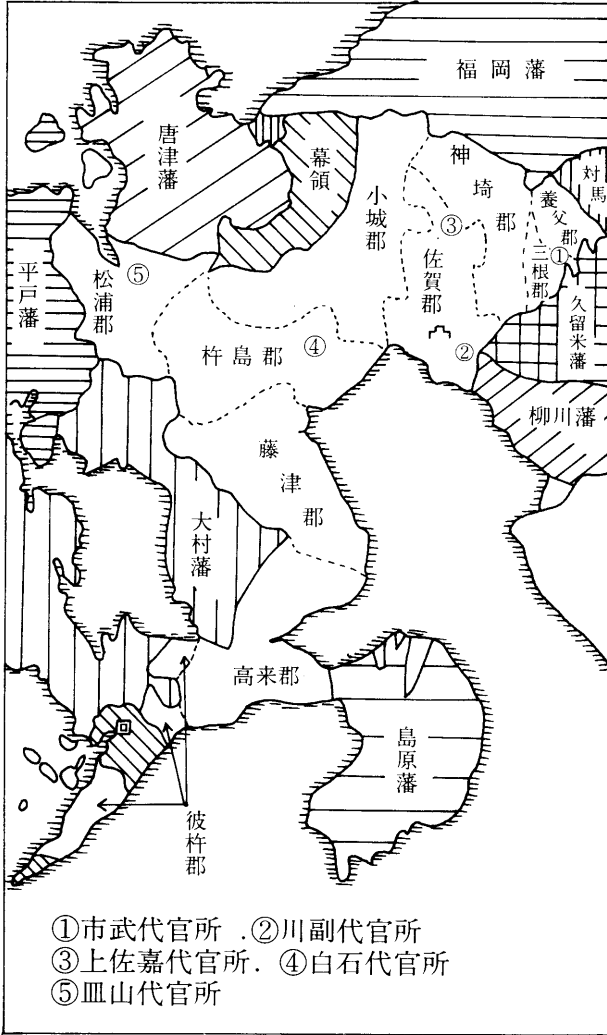
これによると、現状では、「御政事ニ相懸候儀(教化禁令・郷内取締等)を担当する郡方と、「雑務之筋」(年貢等の収納筋)を担当する代官所に、一見整然と分掌されているように見えても、内実は双方混乱し、手数は煩わしく、両役併存の状態では、郷内の難洪は言うに及ばず、「政・雑」ともに行届かないことが指摘されている。殊に、「公事・訴訟・調子者等ニ付、代官所・郡方之場ニ而者、不列片釣之義も難計、或者奸民共手段を構、邪曲之義者取鋸り勝手宜方立訴出、又者郡方之儀、農時之緩急ニ不拘、聊之調子事ニも数人引留、一類・与合込数日致隙欠、或者郡方警固共每々郷内入込候得者、何角及迷惑聊義も有之由」というように、その弊害は郡方に多かつた。従って、これを打解するために、郡方は請役所(家老役所)に吸収し、諸手当はすべて在住代官に任せ、農村支配機構を一本化して統一的農政の展開を可能ならしめ、郷村の難洪を緩和すべきことが主張されているのである。

第2表 郡代就任状況

年次	三根・養父郡	神埼郡	佐嘉郡	小城郡	藤津郡東	藤津郡西	杵島・松浦・彼杵郡	高来郡
天保1.年	安房	伯耆	讚岐	紀伊守	学四郎	摂津守	美作	豊前
2.	安芸	同上	同上	"	丹波守	"	同上	"
3.	伯耆	讚岐	土佐	"	"	"	同豊	"
4.	美作	土佐	讚岐	"	"	"	同美	"
5.	安房	豊前	土佐	"	"	"	同美	"
6.	讚岐	同上	同上	"	"	"	同左衛門	——
7.	弾馬	同上	讚岐	"	"	"	同	豊前
8.	同上	十左衛門	同上	"	"	"	同	"
9.	土佐(改革により統合)		彦之助	"	"	"	同	"
10.	彦之助	同上	弾馬	"	織部	"	同	"
11.	同上	同上	同上	"	安次郎	"	同松千代	"
12.	土内	佐記	同山城	"	"	"	同豊前	"
13.	内記	馬記	讚岐	"	"	"	同元次郎	"
14.	内記	同上	同上	"	"	"	同	"
弘化1.	同	同上	同山城	"	"	"	同元次郎	——
2.	同	同上	同山城	"	"	統丸	同松代	石見
3.	同	同上	同山城	"	"	統太郎	同千代	"
4.	同	同上	同山城	"	"	甲斐守	同長門	孫九郎
嘉永1.	同	同上	同山城	"	"	"	同兵	庫
2.	同	同上	同山城	"	熊次郎	"	同兵	"
3.	同	同上	同山城	加賀守	"	"	同兵	"
嘉永4.	郡方改革により引請役廃止							

〔註〕「御親類御家老諸役」より作成。

第1図 佐賀藩領域及び代官所



また、同年四月には、従来それぞれ独立した活動を行っていた、外様いの諸役所を請役所の下に統合する方針が出され、逐次実行に移されて行くことになる。^⑪

この請役所の下への諸役所統合の一環として行なわれたのが、同年五月の相続方・蔵方改革である。^⑫ その内容は、(-)文政二年以来合併して「雑務筋」(藩財政の運営)を統轄してきた相続方・蔵方を解体し、相続方を廃止して請役所内に目安方を設置する。

(二)目安方には、請役附役・銀方役・蔵方附役を兼帯として付け、「根本御取箇御遺合を始、旅・地方大一躰之御運振
其外、雑務ニ相掛候筋一偏ニ取扱」うこととする。

(三)蔵方は会所内に移し、ここで「郷内手配向を始、郷普請其外」を行なうこととする。但し、重要なことは請役所
の指示を受け、蔵方頭人は請役相談役の兼帯とする。

(四)在住代官等、従来相統方・蔵方配下であった役々の改正を行なう。
というものであった。

そして、七月には、「請役相談役方御蔵方頭人兼」として成松方兵衛・「請役相談役格方御蔵方頭人立会役兼」とし
て中村彦之允が任命されている。^①この改革によって、従来請役所とは一応独立した形で行なわれていた「雑務筋」の
ことが、請役所の下で行なわれるようになり、農村支配機構一元化の一端は確立されたことになる。

このような状況の中で、先の郡方・代官所改革案はすべての条項にわたって藩主の承認を受ける。しかし、大配分
からの反発があったためなかなか進展せず、翌九年八月に再び郡方・代官所改革案が提出され、ようやく決定をみ
ることになる。^②

これによると、「郡方御改正之義、(中略)御国初已来数百年被相行来候ニ付、全体方被相省候通ニ者難被仰付、役名者
相存候様、今又被仰出候」ということから、郡方の役名だけは残すことが命じられ、これをふまえて新たに十七ヶ条
に及ぶ改革要綱が提出された。その主な内容は次の通りである。

(一)郡方の統合を行ない、諸掟筋は勿論、教化禁令・公事・訴訟・調査等郷内諸手数は一切代官受持ちとする。さら
に、郷内からの願・出訴等はすべて代官扱いとし、郡方の取次ぎは禁止する。

(二)郡方は、非常取締・警衛・諸通路方を従来通り受持つこととする。

(三)「政・雑」ともに代官一手の受持ちとなるので、在住代官を増員し、代官所を増設する。また、会所内に代官出

第3表 代官人事案

人 名	役 職	前 職
本告作右衛門	会所代官	蔵方附役
執行五郎左衛門	横辺田代官	市武代官
石隈徳太夫	市武代官	書上方
小柳忠兵衛	神崎代官	学館教職
原五郎左衛門	与賀代官	町代官

(註) 「直正公御年譜地取」卷三、
天保九年八月十六日条より作成。

張所を設けて代官一人を置き、諸筋からの御用、在任代官所からの上申、裁許申渡し其他諸事受持ちとする。

(四) 会所代官所内に、寄日を定めて在任代官による農政会議の場を設け、諸事詮議することとする。

(五) 大小配分ともに代官所受持ちとなるので、広狭を勘案して管轄区域の割替を行ない、従来の市武・川副・上佐嘉

・白石・皿山に加え、新たに神崎・与賀・横辺田に代官所を置くこととする。

(六) 従来、郡方附役が行なっていた「廻村御掟読聞」等は、領中一般懸り代官が行なう。

(七) 代官所下役は警固兼帯とし、「御捕者」等も受持つこととする。尤も、大配分

については、代官所から私領方に手当を命じ、ことによっては直に手当を行なうこととする。

この十七ヶ条にわたる要綱は、第八条の御印帳改正以外はすべて藩主の承認を受けて実施されることになっている。実際、同月付の領中への布達と¹⁶⁾比較してみると、全体として若干大配分への配慮が見られるものの、内容的にはこの改革要綱を踏襲したものとなっている。従って、郡方は名目だけは残されたものの、蔵入地は言うに及ばず大配分にも及ぶ藩領全域にわたる、農政全般の権限が代官に附与されることになり、先の改革案が目指した、郡方全廃による代官所への農村支配機構の一元化とまでは行かなかつたけれども、実質的には、請役所の下での代官所への農村支配機構の一元化は実現され、従来農政遂行の障害となっていた支配機構の二重構造は解消されることになった。

この通達にそって、在任代官制は整備されて行くのである。すなわち、同年八月十六日に増員分の代官人事案が発表され(第3表参照)、同月二十五日には郡方役

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

第4表 郡方役米改訂

郡 方 名	改 訂 前	改 訂 後
佐 嘉 郡 方	300石	200石
杵 島 郡 方	450	400
三根・養父郡方	統 合	300
神 埼 郡 方		

〔註〕「請御意」天保九年、より作成。

第5表 代官所役々増員内訳

	助 役	手元役	下 代	下役警固兼
会所代官所	3 人	2 人	—	10 人
市 武 "	3	—	3 人	4
神 埼 "	3	—	—	8
上佐嘉 "	3	—	—	8
川 副 "	3	—	—	8
与 賀 "	3	—	—	8
横辺田 "	3	—	—	8
白 石 "	3	—	—	9

〔註〕「天保九戌年中日記」より作成。

第6表 代官役米改訂

役 職	役 米	合力米
会所代官	8 石	—
同 助 役	3	—
在住代官	8	14 石
同 助 役	3	3

〔註〕「請御意」天保九年、より作成。

米改訂(第4表参照)、同月二十七日代官助役以下の増員(第5表参照)、十月十日代官役米改訂(第6表参照)という具合である。

また、同年十一月二十二日には、新たに代官の職掌となった旧郡方職務の取扱いについて、代官中より伺いの末、請役所より六ヶ条の通達が出されている。その内容は、(一)山方・新地方(支配地)にも、教化禁令等の統制を行届かせること。(二)津方統制のため津別当に代官所出勤を命じ、御用請次を行なわせるとともに、その人柄は代官所の承認を受けること。(三)大小配分も代官所の管轄であるので、大庄屋に代官所出勤を命じて御用請次を行なわせ、その人柄は

代官所の承認を受けること。(四) 寺社領統制は従来緩みがちであったので、以後は嚴重に行なうこと。(五) 郷内住居の給人には、規定通り「給人筈」を提出させ、心得違いのないよう手当を行なうこと、というものであった。先の改革の方針にそって、蔵入地・大小配分のみならず、山方・新地方・寺社領を含む領中全般に代官の権限が及ぶようになつたことがわかる。

このような、在任代官制整備・強化の過程で代官層より種々の伺、意見書が仕組所に上申されており、農政の実務を任された代官層の改革に対する熱意が看取される。このような情勢の中で、天保十年十二月、この改革で与賀代官に抜擢された原五郎左衛門から、農政建白書たる「郷内仕与書」が提出され、翌十一年二月、当時江戸にあった藩主直正の許に届けられた。¹⁹⁾

この仕組書は、総論・各論をそれぞれ述べた二通より構成されている。総論は、「鳥ノ子帳」(藩法)の郷村掟より説き起して、現在の弊風に立ち至つた所以を略述し、名君直正による郡方・代官所改革を機に、年限を立てて農政一切を代官に一任し、根本より改革すべしという主旨であり、各論を述べた「別紙」は、「御急評相成不可然儀候ハ、徒御奉公申上候ハ其詮無之ニ付、役方共ニ遂御断度相決罷在候」という、非常の決意を以て提出されたものであった。この「別紙」の内容は、「請役所御威方伺書等之手数」二ヶ条、「役内之仕組」十五ヶ条、「他役筋ニ相跨候ヶ条」十六ヶ条に及び、広汎な内容を持ったかなり長文のものとなっている。

その主な内容は、(一) 郷内関連の上申は、急を要することもあり、且文面では表現できないこともあるので、細事は請役相談人・附役へ随時上申し、重立つたことは請役(家老)へ演説にて直接申上げたいので、其時々には評決を下されたいこと。(二) 銀米出入は、御側・外様共に手数繁多で時日を要するので、代官所役内急救料請払だけは簡易にされたこと。

続いて、役内仕組に関しては、農政改革の要綱として次の十項目が上げられている。

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

一ニ役割を正而、才徳を撰

二ニ明教化而、風俗を励シ

三ニ定吉凶之礼義、衣食住之奢を減

四ニ均田平糶而、貧富を齊シ(傍点引用者、以下同)

五ニ患孤独救疾病、以テ人生を全シ

六ニ平邦憲而、以テ慎賞罪^⑩

七ニ厚蓄積而、備不慮

八ニ通有無、勸百工

九ニ設武備而、以戒非常

十ニ治水利教樹芸而、以テ後世之計を殘

これが行なわれて始めて始めて始めて改革の大半が行届いたと言い得る。

そのために、まず着手すべきことは、(一)代官は役宅に常住し、昼夜を問わず配下への指示を行なうべきこと。(二)助役は「請郷」(一郷委任)の心得とし、一郷に一ヶ所出張所を設けて常住し、且この出張所を検者方・郷普請役等出張の際の止宿所とし、農村の難澁を緩和すべきこと。(三)手許役・下役・使前を増員すべきこと。(四)郷内役者への宛行は、人材登用にも影響するので十分行なうべきこと。(五)代官は役方専念のため「組廻」とすべきこと。(六)役内急救料等を以て、極難者救済・小作人の田地請戻等の仕組を立つべきこと。(七)郷内居住の給人は、郷内取締上不都合であるので、一切引払わせるか、一ヶ所に集めるようにすべきこと。(八)郷内にての商売は、百姓困窮の元となるので、再度統制を強化すべきこと。特に、米売買商人・酒屋・質屋・油屋等は、郷村の盛衰にかかわるので人念に仕組を立つべきこと。^(九)賞罰は、軽いものは役内限りの取扱いとすべきこと等々が上げられている。

さらに、他役筋に関連する事柄についても、(一)庄屋・村役同様、宿別当も年毎に役内にて任命すべきこと。(二)大坂廻米・深堀廻米の仕組を再検討すべきこと。(三)郷内夫料の仕組を再検討すべきこと。(四)検者方・郷普請方を代官所の直接管轄下に置くべきこと。(五)山方・新地方・寺社領も代官所の直接支配地とすべきこと。(六)下人仕組・牛馬仕組等を立つべきこと等々が述べられている。

この「郷内仕与書」は、実際に農村に居住している在任代官よりの建白書らしく、農村の実情にあった意見が縷々述べられており、原五郎左衛門の請役所登用とも相まって、その後の農政に大きな影響を与えて行くことになる。

さて、機構改革の方は着実に整備されつつあったが、肝心の農政はどのような状況にあったであろうか。天保十三年三月、仕組所役々より提出された吟味書により、この点を検討してみよう。この吟味書は、「当今郷内之振合殊之外差詰、既ニ竈を倒候者不少趣、其通ニ大総之御田地、差明、容易之御場合、委曲代官達出之末、於御仕組所重疊吟味之次第、別紙之通御座候、」というように、竈を倒して離散する百姓が多数現われるほどに、郷村の疲弊が進行している実情が在任代官から報告され、これを受けて仕組所において評議が重ねられた結果提出されたものであった。しかし、

その内容は、抜本的改革の必要性は認識しつつも、何ら具体的政策を提示し得ず、一時凌ぎに別段銀の内から七二〇〇余両を御救金として支出するという、最も安易な方策を決定したにすぎなかった(第7表参照)。

この農村疲弊の進行は、郡方・代官所改革に手間どった上に、有効な政策を打ち出すことが出来なかったことの当然の帰結であった。しかし、この現状に臨んでも何ら具体的政策を打ち出し得ない改革派は、別段銀支出が参府中の直正の承認を得ずに決定されたことと相

第7表 御救金支出内訳

代官所	金額
市武	550両
神埼	800
上佐賀	1.100
川副	1.000
与賀	1.650
横辺田	1.100
白石	800
諫早	200
計	7.200

〔註〕「〔藩日記抜書〕」
 (〔野中家文書〕所収)より作成。

第8表 藩政要員更送内容

月 日	人 名	前 職	更 送 ・ 任 命 内 容
5. 4.	鍋島安房	請役・仕組所等	請役・仕組所罷免 (直ちに復職)
"	井内伝右衛門	請役相談役・仕組所等	役方罷免 (同上)
"	鍋島市佑	年寄役	請役所重出勤、諸事申談候様
"	永山十兵衛	側目付・仕組所	請役相談役付役、諸事申談候様
"	丹羽久左衛門	側目付	蔵方頭人付役、諸事申談候様
"	田中半右衛門	請役付役	手明鑓頭召成、請役相談役格
"	井上孫之允	請役相談役・仕組所	役方罷免
"	成松万兵衛	請役相談役・蔵方頭人 ・仕組所	蔵方頭人
"	中村彦之允	請役相談役格・蔵方頭人 立会役・仕組所	蔵方頭人立会役
5.20.	原五郎左衛門	与賀代官	請役附役 ※ 〔目安方附役兼帯〕
"	中島文作	皿山代官助役	蔵方附役
"	岡本庄右衛門		目安方
5.23.	牟田口昌左衛門	上佐嘉代官	請役相談役格附役
5.24.	永山十兵衛		手明鑓頭召成、請役相談役格 仕組所兼帯重

〔註〕「直正公御年譜地取」・「私記」より作成。※は、7月19日条より補足。

まって、その責任を追求されることになる。

そのため、五月には藩政の要員が更迭される。これを示したのが第8表である。ここで注目されるのが、市佑・永山・丹羽・田中の藩政中枢部への進出、及び原・中島・牟田口といった代官所関係者の登用である。中でも、丹羽と原に注目しておきたい。といふのは、丹羽は皿山代官の経験者であり、農村の情勢に詳しく「郷内功者之人」として知られていた。²⁴⁾ 原については、既述の通りである。このように、この藩政要員の更迭が農政の行詰まりに起因していたことを反影して、在住代

第9表 目安方・蔵方配下役所内訳

請 役 所 内	
目 安 方 配 下 役 々	蔵方配下役々
<ul style="list-style-type: none"> ・御印蔵 ・銀 蔵 ・米 蔵 ・修理方 ・諸整方 	目安方内へ役所被相建 役々
	<ul style="list-style-type: none"> ・船方 ・手男方 ・祠堂銀方 ・献上方 ・献米方 ・別段引分方
	<ul style="list-style-type: none"> ・差分地方 ・抱夫方 ・役米方 ・引分方 ・下銀調子方
	<ul style="list-style-type: none"> ・代 官 ・郷 方 ・郷普請方 ・津 方 ・検者方

〔註〕「請役所諸達帳写」より作成。

官経験者等、農村の実情に精通し、農政に明るい人物を組み込んだ形で藩政中枢部が再編され、その下に在任代官制を施く陣容が確立されたのである。

この人事の上に、さらに農政機構の改革が進められる。すなわち、同年六月、先の改革で会所内に置かれていた蔵方が、目安方同様請役所内に移設され、農政をすべて請役所が直接に統轄する体制が作り上げられる。同時に、目安方と蔵方との間の莫然とした職務分掌に起因する、「配下役々之儀、双方ニ釣張手数筋等手を込候」という事態を改めるため、それぞれ配下の役局を第9表の通り分割し、その職務分掌も、目安方は「銀米出入」等藩財政運営全般、蔵方は諸代官及び郷方・郷普請方・津方・検者方に関係する農政全般と明確に区別された。²⁶⁾

また、同年七月には、再度代官所が増設され、その管轄区域も第10表の通り改められた。ここで注目すべきことは、上佐嘉、横辺田、白石、藤津、

諫早代官所の管轄区域の項である。これは、それぞれ、小城領、多久・武雄領、須古領、鹿島・蓮池領、諫早領という、従来郡代を勤めてきた大配分の直接掌握のためにこそ行なわれた改革であったことを示している。右の三家・親類同格を含む大配分は、法令上では天保九年の改革ですでに代官所の管轄となっていた。しかし、佐賀藩では、成立期の特殊事情に由来する領内割拠体制の下、強固な地方知行の体現者たる大配分領主が、農政の統轄者である郡代に就任するという構造的矛盾が存在し、このため、実際には三家を中心として改革に対する反対が強く、十分には貫徹しない状態が続き、このことが全藩規模での統一農政を遂行する上で障害となっていた。この改革は、その反対を

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

第10表 代官所管轄区分（天保13年7月）

代官所名	管轄区域	備考
市武	打追(三根・養父郡)	
神崎	神崎里目五郷	
上佐嘉	上佐嘉上・下、古勢、中佐嘉、晴気郷、小城之内、佐保川島・北・西・五百丁・三ヶ月・山内郷	
山内	神崎山内・佐嘉山内一式	新被相建候、当分上佐嘉と兼帯
川副	打追(川副三郷)	
与賀	打追（与賀上・下、嘉瀬、新庄、太保、平吉郷） 小城郡南郷、本庄、鍋島	
横辺田	横辺田両郷・橋下郷・北方郷(多久揚り地を含む) 三法潟郷・武雄郷・多久郷	
白石	秀郷・中郷・南郷（山西之内藤津郡）・六角郷・須古郷 隣接は藤津掛	当分横辺田と兼
藤津	藤津東西(塩田郷・能込郷・鹿島郷)（但、山西深浦辺、杵島郡は白石掛）	新被相建
皿山	打追(有田・伊万里・山代・川古郷)	
諫早	打追(高来・彼杵郡)	

〔註〕「請役所諸達帳写」より作成。

押し切って、特に割拠性の強い三家・親類同格の知行地をも代官所の管轄下に組み込んだことを示していると考えられ、ここに、全藩規模での統一的農政の展開が可能になったとみる事ができるであろう。

さらに、同年八月には、郷村疲弊を根本より改革するために、「此節御更張有之、取前被相達候通、御山方・御新地方地面・人別代官が心遣被仰付、且又郷普請・検見手数、津方地面・人別、馬究手数其外、土地・人民相懸候義者、都而掛代官が一手に取括、其役筋ハ大一昧之御法則を不取失通り心遣相成候様」というように、土地・人民に関する農政実務全般が代官に一任され、その上で「積年多端之弊害一時御救起」のために「御再興銀米」を支出すること

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

第11表 郷村再興米内訳

代官所名	島畑落米	検見落米	郷村再興用米
市武	260石6斗	500石3斗	451石7斗
神埼	36. 6	94. 7	257. 7
山内	70. 6	41. 2	227. 8
上佐嘉	192. 6	53. 8	813. 0
川副	11. 9	62. 4	1059. 3
与賀	118. 9	218. 3	1294. 0
横辺田	149. 3	339. 8	740. 8
白石	239. 7	619. 7	1080. 4
藤津	53. 9	8. 4	97. 4
諫早	79. 7	7. 4	176. 0
皿山	126. 3	17. 6	331. 4
計	1340. 8	1964. 1	6530. 0

(註)「請役所諸達帳写」より作成、但し、升以下切捨。

が決定された。

その第一は、第11表の島畑落米である。これは、天保八〜十二年の平均島畑落米の九〇％に当る一三四〇石余を向う五年間豊凶に拘わらず定落とし、過去の落米の割合を以て各代官所に分配したものである。第二は、検見落米である。これも島畑落米同様の方法で算出された一九六四石余を、検見の有無に拘わらず年々支出し、各代官所に分配して「舫備」としたものである。そして、もし検見が必要な場合は、その落米見込みが分配高の七〇％以内の時は、代官所限りの検見を行なって落米を差出し、落米見込みがそれ以上の場合、代官所検見の上、検者方による再検見を行なうことが決定された。第三は、郷村再興用米である。

これは、従来の「田居付用其外」の支出を止めて、毎年六五三〇石を支出することとし、これを「荒地石高割²⁸⁾」各代官所に分配したものである(この点を「御物成并銀御遣方大目安」によって確認したものが第12表である)。その他、御側より一万両、物成の内より一万五〇〇〇両、当春支出分七二〇〇両の計三万二二〇〇両も「荒地石高割」代官所へ分配し、郷村再興用の資金とすることが決定されている。さらに、牛馬仕組以外の「郷村拝借銀米」をすべて返済免除とするとともに、資金運用はすべて代官に任せることになっている。また、これに続いて、代官の直接管轄となった

第12表 郷村対策費の推移

年次	諸郷田居付用出切并貧民御救米其外渡		_____
天保11年	米430石1斗. 正銀6匁450目 定銀1匁45匁		大配分之内其外極難百姓御再興用
12	米1521石4斗. 正13匁230目. 定215匁		390石
	郷内再興銀米渡	貧民御救米渡	(天保13年) 350石
13	米6570石 正4匁200目	7石9斗	大配分之内極難百姓御再興用
14	5692石1斗	4石1斗	400石
弘化1	6530石	3石7斗	400石
2	6530石	米6石6斗 正1匁500目	400石
3	6530石	米8石5斗 定93匁	345石
4	6530石	3石4斗	535石
嘉永1	6530石	4石8斗	330石
2	6530石	2石7斗	330石
3	_____	103石2斗	330石
4	_____	米4石2斗 定86匁	575石
	御蔵入并大小配分之内極難百姓御再興用		
5	3152石7斗		
	_____		大小配分之内極難百姓再興用
6	_____		575石
安政1	_____		575石
2	_____		575石
3	_____		1385石
4	_____		1385石

〔註〕 各年度「御物成并銀御遣方大目安」より作成、但し、凶作時臨時補銀米は含まない。なお、定銀とは藩札のことである。

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

検者方・郷普請方・馬究方・山方・新地方・津方等の施行細則が布達された。²⁹⁾

これら一連の措置は、まさに天保八年以来進められてきた農村支配機構改革の総仕上げを意味している。このうち、農政機構二元化の上に、農政全般を在任代官に一任し、さらに経済的裏付けを与えたことは、代官が存分にその能力を発揮できる体制が確立されたことを示しており、在任代官制の完成とも言えるものである。ともあれ、藩政首脳が意図した通り、この体制の下で農村疲弊を根本から改革するための農村政策が展開されて行くことになる。

(2) 「寅年御仕組」

天保十三年八月、郷内再興の命を受けた代官は、「東西^(代官)類役中申合、農業者之義ハ、口副調達・相對借銀・加地子米・講掛銀共、十ヶ年之間利留メメ返済差延候様有之度致御達候処、其通り御聞被置候」とあるように、代官中の談合を行ない、その結果諸借銀・加地子米十ヶ年猶予の方針が立案・上申され裁許を得たことがわかる。この点は、後に皿山代官となる鍋島新左衛門の仕組所宛上申書によっても裏付けられる。³⁰⁾ すなわち、いわゆる「均田制」の端緒となった「諸借銀并加地子猶予令」³¹⁾は、郷村再興の命を受けた代官中の談合によって立案され、仕組所における協議の上藩主の裁許を受けて決定され、代官の手で実行に移されていったのであり、まさしく在任代官制のたまものとも言うべきものであった。

こうして、同年十二月、「諸借銀并加地子猶予令」が全蔵入地に布達されたのである。その内容は、蔵入地百姓の諸返上銀米一切を返済免除とし、その上に相對借銀・加地子米を向う十年間返済猶予とするというもので、これによる蔵入地百姓の救済を目的とするとともに、これを機に蔵入地百姓の自力更生による郷村の復興をも意図していた。³²⁾

しかし、この「諸借銀并加地子猶予令」は単独に出されたものではなく、同月に布達された、「家中始百姓・町人其外」に対する「借財整理令」³³⁾の一環として出されたものであった。この「借財整理令」は二ヶ条よりなっており、

その内容は広汎多岐にわたるので、ここでは要点のみを上げておく。すなわち、(一)貸付雑用銀返済免除、(二)貸付祠堂銀利率低減、(三)寺社方・町方・武具方返上筋利留年延、(四)別段引分方・引分方返上銀米の残り年限十年延長、(五)相対借銀の利留十五ヶ年賦、(六)質物の利足免除等々というものであった。この「借財整理令」第二条の「御蔵入郷々借財等形付之義考、於代官筋別段被相達義候」³⁶に当たるのが「諸借銀并加地子猶予令」であり、家中を初めとする全領民に対する「借財整理令」の一環として、特に蔵入地百姓救済のためにとられたものであった。

ここで、幕末佐賀藩農政上重要な意味をもつ「諸借銀并加地子猶予令」の内容をさらに詳しく検討しておくこととする。農政の遂行は各代官に一任されていたこともあってか、「猶予令」は、「懸り代官くニ而少く充相替候儀有之」という状態にあり、「其通ニ而者不列之処方却而人氣折合兼候」ということから、翌十四年六月、蔵方より三七ヶ条に及ぶ通達が出され、その施行細則が規定された。これによると、農戸と雑戸が明確に規定されており、「猶予令」の対象となる農戸の規定は、基本的には次のようになっていた。

一 足輕以下、農業一篇之者

一 倍臣歩行連以下、右同断

一 下社人、右同断

一 農家江身売いたし候者

一 御蔵入之者、倒家ニ相成、当時配分地ニ致借家候而も、農業ニ日雇稼之者

一 農業之隙ニ、紙漉・家葺・浮漁等相営候者

一 津・宿内罷在候而も、農業一篇之者考当分農戸ニ可相加候事

すなわち、農戸とは、蔵入地百姓にとどまらず、蔵入地において農業によって生計を立てている下級武士・社人及び津・宿の者を含むものであった。

その他で、対象となる者は左の通りである。

一 配分之内ニ罷在候^而も、庄屋・村役申付置候者^者、勤役中御蔵入百姓同前、依振退役後も打追可申付候事

一 藤津・諫早・皿山代官懸り之儀^者、農・雑之分り出来兼候由ニ付、少分^ニ而も致田作居候者^者、農戸にして銀米致取

引候様

一 御蔵入之百姓、配分之者相手、扱又配分之者、御蔵入之者相手、諸借財并講方共相互ニ利留拾ヶ年致猶予候様

すなわち、藤津・諫早・皿山の各代官所管内における農業従事者全般、配分地における庄屋・村役及び蔵入地の者と貸借・講の關係にある者であった。

以上が、「猶予令」の対象となるが、その調査把握の方法は、「御蔵入百姓借財筋、銘々庄屋宅呼出取調子、書扣等いたし不置者ハ、心覚之分申出候を書留置、銀主^ノ江名書差出、借入之年月元利払入等まで委敷書付、銀主^ヲ庄屋迄差出候を取揃、早速代官所差出候様」というように、庄屋毎に債務者百姓・債権者銀主双方を調査し、代官所がこれを統轄するものであった。また、雑戸の者は、農業一篇となることを条件に農戸になることを許されるものの、農戸が雑戸になることは厳禁されており、さらに、「小百姓之内ニも、田畠増作等いたし度相願候者^者、右ニ付而之入費凡積を以願出候様」・「身売之者、立戻り作方いたし度相願候者^者、右ニ付而之入費を以願出候様」という規定があることから、この蔵入地百姓救済策たる「諸借銀并加地子猶予令」は、蔵入地百姓確保・増員策でもあったことがわかる。藩権力が最も危惧するのは、究極的には、蔵入地百姓減少^ニ田地差明^ニ年貢収入減少であったのである。

また、同時に、「借財整理令」・「諸借銀并加地子猶予令」を徹底させるためにも、郷内風俗取締の強化とその処罰権限の代官への一任が必要とされ、これをうけて、二五ヶ条にわたって各罪状毎に処罰細則を規定し、その運用を代官に一任することが決定された。代官の権限がさらに強化されていることがわかる。

ところで、従来の研究では、この「諸借銀并加地子猶予令」を検討する場合、その対象を蔵入地に限定し、その中

で「猶予令」がどの程度意義を持つかという議論に終始していた。しかしながら、この「猶予令」は、蔵入地を直接の対象とした政策ではあるが、既述のように、在任代官制による全藩規模での農政の展開という情勢の下、「借財整理令」の一環として布達されたものであり、この「借財整理令」が全領内を対象とした政策であったため、配分地においても、それぞれ程度の相違こそあれ、その影響下に独自の農民救済策がとられていたことを知り得る。つまり、全領内に「借財整理令」が布達された上に、蔵入地には「諸借銀并加地子猶予令」、配分地にはそれぞれの救済策という構造になっていたのである。そこで、以下この配分地における農民救済策について検討して行くこととする。

三家筆頭の小城領（知行高七万三三三石）の場合、同家の「諸達帳」によると、天保十三年十二月十日に請役所より出された「借財整理令」を十二日に領内に布達した上で、これを受けて、翌十三日、「諸借銀取引之儀（中略）其筋調子合之半、從御本方（本藩）今般別紙之通御達（附付）、別段不被相達候条、端々迄右之旨を相守、聊心得遠等無之様」というように、小城領でも本藩よりの「借財整理令」の方針通りに借財を整理することが命じられ、これに追加する形で、(一)備米方より町・在への拝借米の内、三分一は窮民御救のため返済免除とする。(二)地方役内よりの郷内拝借米四二〇石余は、七割返済免除、三割取納とする。(三)天保四年の里四郷未進米一三二四石余は納入免除とする。(四)田畑加地子については、調査の上改めて通達する等々の小城領独自の救済策が講じられている。

さらに、翌十四年二月には、当秋を期して「郷内御再興仕組」を断行することが決定され、その要綱として十九ヶ条が布達された。この内、銀米貸借整理に関しては、利留十五ヶ年賦という本藩「借財整理令」を援用しているので、ここでは、「田畑取遣」に関する条々を検討する。

その主な内容は、(一)自作地主の集積地に関しては、「年限を以買戻之約定」がない限り、これを容認しているもの(第六条)、(二)不在地主による集積地は、地元相場値段による元主への返脚または購入を希望する者への売脚を命じ(第四、四、四)質流地に関しても、十年以内であれば、元主が元銀米で取り戻すことを認めている(第八条)。さらに、(四)地

第13表 拝借米・調達金整理内訳

高	名	目	処 理
米 3,875石余	大風の節の拝借米		差捨
” 177石余	酉年御蔵配分拝借米		”
” 87石余	荒島如兵衛口副 _二 而御蔵配分拝借		断切
” 115石余	柿原善之允右同(上同)		”
金 100 両	西. 村質と _レ 荒島如兵衛調達		”
” 75 両	久我太一郎口副 _二 調達		”
” 56 両	当夏. 同人 _レ 御蔵配分へ調達		利留15年賦
” 500 両	亥暮. 井手善兵衛再興用調達		”
” 150 両	当夏. 荒島如兵衛. 干鯛代と _レ 差出分		利留当節払切
” 60 両	当春. 同人馬田村田居付口副調達		利留15年賦
” 93 両	一昨年口副調達		”

〔註〕「達帳」より作成。

主による加地子米収納を禁じ、加地子地は元銀米十ヶ年賦による元主への返脚を命じ(第十二・十三条)、(五)以後は、売渡・質入及び借銀の引当たりとも、家屋敷・田畑を領外及び領内遠隔地へ差し出すことを厳禁している(第十五条)³⁹⁾。このように、自作可能な範囲内での農民の土地集積までは否定していないが、郷村不在地主に関しては、徹底した排除の方針を示しており、強力な地主制否定の法令となっている。

以上のように、支藩小城領でも、本藩蔵入地に対する「諸借銀并加地子猶予令」同様、地主制解体を目指した郷村復興策が講じられているのである。

また、当時請役(家老)を勤めていた、親類同格須古領(二万二〇〇〇石)においても、天保十三年十二月「達帳」⁴⁰⁾が出されている。これによると、須古領においても本藩からの「借財整理令」をうけて、その上に独自の領民救済策が講じられていたことがわかる。その内容は、第13表に示されるような拝借米等の整理を行ない。その上に、十四ヶ条にわたって私領内の借銀米整理方法を規定している。

その要点は、(一)領外との村質・村借等による借銀米、当十一月までの相对借銀米、及び加地子または借家賃にて取引の筋は、すべて待以上は利留十五ヶ年賦、其以下は十ヶ年猶予、(二)質方は、当十一

月迄の分は無利足にて請方、十二月以降は月耆部半の利足にて請方、(三)田地其他の「年限売買敷銀米」等は、残銀米を利留十五ヶ年賦、(四)「身代恩扶銀借越」^(家久編)は、利留にて返済等々であり、本藩の「借財整理令」・「諸借銀并加地子猶予令」を取り混ぜたような内容となっていた。

さらに、親類同格多久領(二万一七三四石)においても、本藩「借財整理令」の遵守を命じた上で、これに追加する形で、(一)楮・櫛等の前売筋は元銀を以て返済、同引当にて借用の筋は利留十五ヶ年賦、(二)庄屋存村借筋は十ヶ年猶予、(三)田畑其他引当証文筋は利留十五ヶ年賦、といった独自の救済策をとっていることが確認できる。⁽⁴⁾また、親類同格武雄領(二万一六〇〇石)でも、銀米貸借は十五ヶ年賦、小作地は地主・小作の等分割を内容とする、独自の救済策を講じており、⁽⁵⁾着座納富鍋島領(一五〇〇石)においても、本藩の「借財整理令」の遵守を命じた上で、拝借米返済免除等の措置を講じている。⁽⁶⁾

以上のように、天保十三年十二月に布達された「借財整理令」・「諸借銀并加地子猶予令」は、単に蔵入地に留まることなく、支藩を初めとする大配分等にも大きな影響を与え、全藩の規模で領民救済策が実施されたのであった。このように、天保十三年という年は、幕末期の農政において最も重要な年であり、これが明治に至るまで「寅年御仕組」と言われ続ける所以である。そして、この「寅年御仕組」は、請役所・仕組所と直結した在任代官制より生み出されたものであり、その全藩的規模での展開は、先の機構改革により可能となったものであった。

このような観点より見れば、「積年多端之弊害一時御救起」のために、まず最初に着手された「諸借銀并加地子猶予令」は、決して過少評価することのできない重要な政策であったことが理解されるであろう。⁽⁴⁾

(3) 「上支配・分給令」

郷村の危機的状況は、「諸借銀并加地子猶予令」等によって一応回避されたものの、郷村疲弊の根本原因とされる郷

第14表 郷内仕組方役々

人 名	役職
池田半九郎	懸合
田中半右衛門	〃
嬉野与右衛門	兼帯
伊東次兵衛	懸合
綾部四郎太夫	〃
南里与兵衛 (此人郡目附 _二 候 _一 処)	本役
侍被召成 代官中	懸合

(註) 「私記」より作成。

られる。⁽⁴⁷⁾そして、この戸籍調査は、蔵入地だけではなく、その反対にもかかわらず小城・蓮池といった支藩領にまで直接に及ぼされることになる。⁽⁴⁸⁾

その後、嘉永四年になると七月から八月にかけて、再び農政機構の改革が行なわれることになる。その内容は、(一)天保九年の改革で名目のみ残されていた郡方引請役(郡代)を完全に廃止する。(二)新たに「郡方」を設置し、その役々は請役所役々が兼帯する(実際に、七月二十五日、郡方頭人を請役鍋島安房が兼帯し、郡方相談役、同相談役格も、それぞれ請役相談役中野神右衛門・丹羽久左衛門、同相談役格伊東次兵衛が兼帯することになった)。(三)従来の代官は、郡方附役・代官兼帯とする。(四)従来の代官・郡方の職務は、すべて新「郡方」で行なう。(五)与賀・諫早・山内代官所を、それぞれ川副・横辺田・上佐嘉代官所に統合する。(六)検者方・郷普請方を代官所より分離する、というものであった。⁽⁴⁹⁾これは、表面上は代官所の権限の一部削減のようにも見えるが、本質は、先の改革の際大配分への配慮から懸案として残った郡方引請役を完全に廃止し、従来の請役所―代官所ラインの農村支配機構(在住代官制)を、新「郡方」として名実共に一

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

内「商売回等猥々相宮」⁽⁵⁰⁾状況が改善された訳ではなかった。そこで、この郷村疲弊の病根を断つための農商分離が、農政の中心課題として表面化して行くことになる。すなわち、弘化四年三月、「農口雜居いたし居候而直不相濟ニ付、右引分之義御取組相成候半而不叶ニ付」ということから、郷内仕組方が設けられ、第14表の通り、その役々が任命された。⁽⁴⁶⁾また、この点は、同年五月藩主参府の留守中の仕組を命じた中で、農商分離・戸籍調査が最重要課題とされていることから裏付け

本化したものであった。

さて、同年八月には、「御仕与所^ニ而、郷内加地子其外借銀十ヶ年平断、当年迄満年相成候へ共、只今取引仕候通^ニ而、貧民立行不申^ニ付、今又十ヶ年被差延度代官中^方達出相成、其通^ル」⁵⁰というように、先の「諸借銀并加地子猶予令」がこの年で期限切れになることから、仕組所において評議が行なわれ、代官中からの上申通り郷内の状況に鑑み、さらに十年間延長することが決定され、翌九月延長の旨が布達された。⁵¹この延長の方針は、既に嘉永二年春、代官中より蔵方頭人に提出された、農政全般にわたる五九ヶ条の上申書の中に見えており、代官層は、単に「諸借銀并加地子猶予令」を延長するだけではなく、さらに徹底した郷村統制を意図していたことがわかる。⁵²つまり、「猶予令」によって郷村の情勢は小康を保ってはいいたものの、その病根が断られた訳ではなく、そのためにこそ延長策が必要だったのである。このことは、翌五年七月、農商分離が十分行届かないことから、郷内仕組方を廃して新「郡方」でこれを行なう方針が出されていることによっても裏付けられる。⁵³

このような情勢の中で、同年八月十七日、「猶予令」に対する地主層の反発が最も激しく、それだけ農村疲弊が著しい地域であった皿山代官に坂部与右衛門を任命した上で、⁵⁴同二十八日、請役鍋島安房以下の藩政首脳より坂部に対し加地子一件の吟味が命じられた。⁵⁵

坂部は、同年九月二十四日、皿山代官所管内に地主・小作双方からの指出による加地子地調査を行ない、⁵⁶その上で同年十二月、「上支配・分給令」を管内に布達したのであった。⁵⁷その内容は、自らは耕作を行わず、「居ながら田畠致支配、出来立米致取納」す寄生地主を批判した上で、従来加地子米取納を猶予していた加地子田畑（小作地）をすべて「上御支配」として収公し、自ら農業を営む郷内居住の地主に対しては、次の分給規定にそって収公地の分給を行なうというものであった。

(一三)町以上所有の地主は六町まで、それ以上は二五%を規準とし、現地の状況を考慮して分給する。

(二) 郷内居住地主の商業活動は、「農商之分を以」て禁止する。

(三) 商人所有の加地子田畑は、「農商之分を以」て一切収公する。但し、郷内へ移住し農業に専念したい者は願出ること。

(四) 地主へ分給した残りの田畑は十分調査の上追って通達する。

この「上支配・分給令」は、「執政（補佐）ヨリ、皿山加地子田一件、夫々田地配当相成、漸一統折レ合候由、右ニ付テハ代官殊之外太儀有之候」とあるところから、翌嘉永六年五月には収公田の分給・配当が行なわれ、漸く地主・小作に了承させた様子が窺われ、この時点で落着いたとみて差支えないであろう。

この「上支配・分給令」の意義は、それ以前の「猶予令」が諸借銀・加地子米の取引を一時停止し、その間に農民がその本来納入すべき分を蓄え期間満了の後、借銀返済及び田畑取戻しを行なうことによって、地主小作関係を解消させるというものであったのに対し、これは、藩権力によって強圧的に地主小作関係を解消させるとともに、同時に年来の宿願であった農商分離をも強行し、郷村疲弊の病根を一掃することを意図したものであった点にあるのである。また、ここで見落すことの出来ない重要な点は、「上支配・分給令」の立案・施行過程における坂部与右衛門の存在である。坂部は、天保初期は山方において「頗る功績あり」と言われた人物で、天保十年八月からは皿山代官助役を勤め、弘化元年七月から藤津代官、翌二年八月からは横辺田代官兼帯（付）という経歴の持主であり、地方功者の一人であったと考えられる。皿山代官坂部の下で「上支配・分給令」が遂行された事實は、在住代官制の意義を考える場合重要な点である。

この「上支配・分給令」は、嘉永四年に延長された「諸借銀并加地子猶予令」の期限が切れる文久元年十二月に至って、全蔵入地に実施されることになった。これによると、諸借銀・加地子米を無期限に猶予しておくことはできないのであと十年猶予し、その間に地主・小作人の話し合いによって加地子田畑を双方に分割させるべきだが、実現の可

第15表 八谷搦における「上支配・分給令」適用地

所在地	地主名	加地子地 畝	分給地 畝
伊万里津	武富熊助	108.13	.0
"	前田半左衛門	22.28	.0
"	前田治右衛門	46.25	.0
"	一番ヶ瀬啓右衛門	149.10	.0
"	西 虎之助	71.18	.0
"	原 勘右衛門	56.25	.0
松島搦	富村丈左衛門	323.5	.0
伊万里津	牛島 宇助	53.22	.0
"	前田寛次郎	12.0	.0
大里村	前川善太夫	10.6	.0
伊万里津	岩本 清吉	10.35	.0
"	西 吉助	54.22	.0
"	小松 松五郎	96.24	.0
"	川浪庄右衛門	25.21	.0
"	馬場伝右衛門	143.11	34.3
松島搦	東島安太郎	159.28	51.4
大里村	石橋 藤八	63.12	18.0
伊万里津	高庄 柳助	47.2	12.0
大川内村	前田 新助	115.24	27.13
山谷村	西風 三郎次	38.14	9.12
計		1585.15	152.02

〔註〕 「旧藩仕組加地子反別一人別帳」より作成。

能性は少ないので、先年皿山代官所管内で行なわれた方法にそつて、地主・小作人への分割を行なう、というものであった。

そして、翌文久二年正月に地主・小作双方よりの差出しによる加地子地調査が命じられ、同年十二月には、その施行細則が布達された。⁶⁴その内容は、ほぼ嘉永五年「上支配・分給令」と同様であるが、「地主に寄至極及難渋候趣ニ付」という状況を反影して、(一)商人所持の田地であっても、すべて自力で作り上げた干拓地及び開墾地は、一律に完全没収とはせず、十分調査の上で通達する。(二)流行病等で家主が死亡し、止むを得ず期限付きで田地を預けている者は、「地面相応上米」の収納を許可する。というように、一部緩和の方針が出され、より実態に即したものとなっている。

これを受けて、翌三年には、自力開墾の新田地主から嘆願書が提出され、元治元年十月には、山代郷天神搦・伊万里郷戸野須搦・伊万里有田舩八谷搦等では、加地子米半減を条件として収公が免除されている。⁶⁵但し、八谷搦の場合を「旧藩仕組加地子反別一人別帳」により検討すると、第15表の通り、約十六町の田畑は少なくとも免除を受けず「上支配・分給令」の対象となっていたことがわかる。八谷搦の総田畑は一六〇町余であり、その内何%が加地子田畑であったかは不明である。しかし、総田畑の十%は「上支配・分給令」の対象となっており、加地子田畑のすべてが加地子米半減を条件に収公を免除された訳ではなく、あくまで、「大銀米振出し、全自力を以形之通開墾いたし、普請をも自分より夫々相整」⁶⁶た者たちに対する緩和措置だったのであり、これを以て、文久元年「上支配・分給令」が商人地主への醸歩であったと断ずることはできない。⁶⁷

ともあれ、ここに至って「上支配・分給令」は全蔵入地に実施されたのであり、地主制解体・農商分離による郷村復興⇨藩財政運営の基本となる蔵入物成の安定的確保は一応達成されたと考えられる(第16表参照)。そして、これこそが、先に検討した「案書」・「郷内仕与書」にみられた、均田・限田・農商分離による郷村復興策を実現させるものであり、幕末佐賀藩における農政の成功を意味するものであった。

第16表 年貢収納高の推移

年次	本年貢収入	御側収納米	計
天保1	90.263石	4.187石	94.450石
2	96.111	3.965	100.076
3	95.332	3.920	99.252
4	97.427	3.761	101.188
5	95.184	3.822	99.006
6	98.982	3.913	102.895
7	86.238	3.447	89.685
8	99.893	5.111	105.004
9	95.469	4.942	100.411
10	101.804	4.945	106.749
11	101.902	4.931	106.833
12	99.999	4.881	104.880
13	101.983	5.038	107.021
14	97.931	3.855	101.786
弘化1	101.538	4.022	105.560
2	99.464	3.811	103.275
3	102.215	3.911	106.126
4	98.317	3.781	102.098
嘉永1	102.719	3.909	106.628
2	98.720	3.787	102.507
3	98.709	3.760	102.469
4	102.367	3.898	106.265
5	93.622	10.881	104.503
6	83.095	18.811	101.906
安政1	86.428	20.504	106.932
2	85.864	20.595	106.123
3	86.709	16.589	103.298
4	87.979	19.111	107.090

〔註〕 各年度「御物成并銀御遣方大目安」より作成、但し、石未満切捨。

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

三、農政をめぐる上級家臣との確執

本稿で検討してきた農政改革の一つの重要なポイントは、全藩的規模での統一的農政の展開―従来困難であった藩権力の大配分への介入―であり、鍋島佐賀藩成立の特殊事情に由来する領内割拠体制を、この面から克服することであつた、ということもできる。

すでに、郡方農政に対する不信は、九代藩主治茂による明和寛政期の改革において表面化しており、これが寛政十一年の大庄屋整理、同十二年在任代官設置として現われたのであつた。この時、在任代官には、「郷普請一通并檢者方・御取納方、且目安之取結・年季満田居付一通、借又苦請等之儀、右代官一手^ニ而取捌候様」という農政全般の権限が与えられた。しかし、これは蔵入地に限定され、小配分に対しては年貢收納筋以外の権限は蔵入地同様に及ぶものの、大配分に関しては、「大配分之儀者、其領主手当有之儀付^由者、御蔵入同様之手当難相整」と、その権限は及ばなかつた。⁽¹⁾この在任代官設置による農政改革も、六年後の文化二年六月には挫折してしまい、代官の権限削減・規模縮小とともに、郡方・在任代官という農政機構の二重構造として、天保期に禍根を残すことになつたのである。

このような背景の中で断行された幕末期の農政改革は、当然大配分からの反発をかうことになつた。なかでも、従来「定役」として自らの知行地を含み込んだ地域の郡代を勤めてきた、三家・親類同格諫早家等の大身家臣の反発は激しかった。以下、この点の検討を行なうこととする。

天保九年の郡方・代官所改革によって、蔵入地は言うに及ばず、大配分にも及ぶ藩領全域にわたる農政全般の権限が代官に附与され、法令上は三家を初めとする大配分も代官所の支配を受けることになつたが、大配分とて黙してこれを受け入れた訳ではなかつた。

小城家の場合、成立期の事情もありその反発は特に激しかった。すなわち天保十年正月、同家より仕組所に提出さ

れた願書¹⁷⁾によると、「郡方御改正ニ付、取前御達之趣、(中略)於私領者御達通行届兼候事実御座候」と、郡方改正には首肯できない旨を表明し、小城郡方だけは従来通りとするか、それが不可能な場合は、私領への諸手当及び私領よりの願出等を「私領役場請次」とするよう訴えている。

同私領において、郡方改革が実行できない理由として上げられていることは、小城家取立の際、小城郡の「定郡請持」を命じられたことから、「御本方御条目¹⁸⁾之外、別段私之家法等不被相立、(中略)私領役多者郡方配下取結有之候得者、郡方・私領之差別無之、先者郡方一筋¹⁹⁾而御政事筋・鄉村之ノ括御本末致通貫候様、(中略)家政被相立候」というように、本藩の公的役職としての郡方と、小城領の私的役方が区別されず、郡方改革がすなわち私領家政筋の改革に直結するためであった。従って、代官支配になることによって生じる私領方難渋の次第を書き連ね、さらには、小城郡は大半が小城領であることから、改革の原因となった郡方・代官所の二重支配による弊害は存在しないことを主張し、また、明和八年代官支配を命じられた際、種々の嘆願によって従来通り郡方支配が許されたという過去の事例をも引合いに出して、郡方改革の撤回を求めているのである。

しかしながら、この訴えは認められず、天保十一年十一月、再度願書が提出され、翌十二年二月、仕組所における詮議を経て最終的に決定が下された。²⁰⁾これによると、「郡方之義、以前ニ被御引戻候状、又者諸御用請次候私領役場相立候様被仰付候状」という、小城家の要請は、両条ともに改革の趣意に反するという理由から認められなかった。しかし、小城家の「家政不行届」という状況に対して若干配慮し、代官所から小城領内へ布達を行なう場合は小城家の間番にも知らせること、及び小城領内から代官所への願出等があった場合、小城家においても確認できるようにあらかじめ手段を講じておくことが許されている。

このように、若干の譲歩は行なわれたものの、大配分に対しても代官所が直接に手当を行なうという方針はまげられず、成立期よりの由緒を持つ三家筆頭小城家といえども例外とはされなかった。

さらに、親類同格諫早家（三万六〇〇石）の場合も、「大配分古来之御仕成土台より相崩候而已ならず、諸事難被成儀等有之」と、郡方改革の受け入れ難き旨を表明しており、小城家等と連携して反対行動を起す意向を示している。しかし、本藩の強硬な姿勢等により具体的行動を起すことができないうちに、天保九年十月諫早に代官出張役所、同十一年十月には諫早代官所が設けられ、代官所による統制はますます強められて行くことになる。このような情勢の中で、大庄屋の問題が起ってくるのである。

すなわち、天保十二年以来、「上方被仰付置候大庄屋之儀付而者、（中略）何事よりす御私領方差図を請、諸事取計候義、いつれ之心得方候哉」と、諫早の（配分）大庄屋の勤務ぶりについて、代官所から度々注文が付けられ改善が求められていた。

しかし、これは、「御自分方村より諸願事・註進其外一切、郷方相懸候儀者、皆以大庄屋筋へ達出、全躰御自分方頭取庄屋之様御仕成相成居」というように、諫早領農村を統轄する存在となっていた大庄屋を、代官所に直属させるというものであったため、諫早家にとってこれを受け入れるということは、代官所による直接支配を受け入れ、「小配分同前之楯相成」ということであり、長年保持してきた自治権の大きな部分を侵害されるという耐え難いものであり、容易に受け入れることのできないものであった。

ところが、天保十三年の在任代官制強化によって、諫早に対する統制も一段と強化され、「十二代官吟味決相成、此節御達通不相用節者、直様従上別段大庄屋被相立」というように、改めない場合は大庄屋を更迭する旨の最後通牒を突き付けられ、服従させられていまいうのである。

このように、諫早家においても、代官所による大配分の直接手当は、その反対にもかかわらず、着実に実行に移されつつあった。

ともあれ、このような大配分の反対を押し切って、天保十三年の改革が行なわれた訳である。既述のように、特に

この時の代官所増設・管轄区域割替は、三家を初めとする大配分への直接介入のためにこそ行なわれたものであり、このことが「借財整理令」の全藩領域への布達・徹底、及び蔵入地「諸借銀并加地子猶予令」に相当する、各私領における郷村復興策につながり、全藩規模での領民救済策を導き出す原動力となったのである。

その後も代官所による大配分への介入は続き、弘化元年五月、「代官中諸手当向、大配分之義、御仕来も有之候ニ付、伺も無之役内限りの取計無之様」と指示している如く、ある程度抑制しなければならぬ程急進的なものであった。嘉永期に入ると、農政の中心課題として、農商分離とそのためへの戸籍調査が表面化してくることはすでに述べたが、これもまた、蔵入地に留まらず大配分にまで及んだため、これをめぐる確執が生じている。すなわち、嘉永元年五月、本藩による「三家領内郷村戸籍調査」に対し、小城・蓮池両家は反対を表明し、独自に調査して提出することを願出する。しかし、本藩はこれを聞入れず、翌二年正月大庄屋をして調査を断行したのであった。さらに、嘉永四年の改革による郡方引請役廃止に際しても、再び小城家より小城郡方存続の「示談書」が提出される。しかし、この場合も「何分御申立通ニ参り兼、御示談書も被差戻」というように、小城家の要望は取り上げられず、郡方引請役は廃止されるのである。⁸⁾

以上のように、本藩による大配分への強引な介入は、三家を中心として反発をかうことになるが、本藩がこれを入れることはなく、厳しさを増すばかりであった。このことは、大配分にとってはその自治権を侵害される重大な問題であったが、大配分領主においても、自らが農政を統轄する立場の郡代の地位にありながら、農村疲弊の進行に対して何ら対処できなかったばかりか、その郡方農政そのものが農村疲弊の一因であったという負い目があり、また、当時大配分においても最大の政治課題となっていた荒廃した郷村の復興は、給人財政窮乏の中では独力での対策には限界があり、本藩にある程度依存せざるを得ないような状況にあったことも事実である。この点が、反発はするものの結局は介入を許したことの原因であると思われる。

第17表 加地子地分布状況

県	大区	郡名	村数	地主数	加地子地			備考
					町	反	畝	
佐賀	4	神埼	1	2	3	3	3	
	5	"	5	13	4	7	4.28	
	6	"	6	32	18	0	5.13	
	7	佐賀	4	5	6	3	3.21	
	11	"	3	3	1	8	5.27	
	12	"	4	45	9	5	3.14	
	13	"	7	100	165	0	4.7	
	14	"	2	4	10	9	7.25	
	15	"	8	10	15	6	6.12	
	20	佐賀・小城	5	12	56	9	0.19	内88.5…大配分
	21	小城	3	8	1	5	6.5	
	22	杵島	10	39	100	0	4.26	
	23	"	8	105	120	8	4.17	
	24	"	13	80	132	9	0.10	
佐賀	25	"	5	5	57	7	8.28	内3705.18…大配分
	33	"	1	1	1	1	7.9	
	34	"	1	1		4	8.9	
	35	松浦	13	456	405	7	6.20	内190.28…大配分
	36	"	12	56	42	0	2.6	内1440.22…大配分
	37	"	6	389	552	3	6.1	
	38	藤津	4	8	6	4	9.22	
	39	"	1	1		5	1.18	
	40	"	3	44	91	6	7.26	
	41	"	1	1		8	2.10	
		6郡	128	1419	1808	4	1.19	内5758.17…大配分
長崎	3	高来・彼杵	2	5		8	8.29	
	4	高来	19	223	160	3	9.21	
	10	"	7	48	59	1	4.29	
		2郡	28	276	220	4	3.15	
計		8郡	156	1695	2028	8	5.5	

〔註〕 「加地子田畑一人別帳寄」より作成。

第18表 大配分における「均田制」適用の例

所在地	地主名(居村)	加地子地	分給地	小作人名	小作高	備考
提川村	前田虎之助 (町裏村)	1 7.1 畝	.0 畝	古賀嘉右衛門	1 7.1 畝	元蓮池
"	井手長右衛門 (山形村)	1 2.0	.0	岡崎万蔵	1 2.0	"
"	斎藤善七 (桃川村)	8.15	.0	田代平吉 村方庄屋敷	2.0 6.15	" "
"	小松政十 (山形村)	7.0	.0	山代倉右衛門	7.0	元武雄
"	幸島市助 (桃川村)	5.0	.0	古賀嘉右衛門	5.0	"
"	松永茂左衛門 (")	1 3.14	.0	島田伊之助 副島嘉平次	1 2.14 1.0	" "
"	山口又左衛門 (中野原村)	3 1.13	.0	馬場七太郎 田代長七 田代半五郎 田代源蔵 山口徳右衛門 樋口善助	5.15 4.14 4.25 4.18 5.0 7.0	" " " " " "

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

〔註〕「加地子反別一人別帳 提川村 大配分武雄蓮池」より作成。

結びにかえて

これまで、「均田制」を中心とする幕末期の農政について検討して来たので、以下の「均田制」に対する評価と従来の研究の問題点を指摘し、結びにかえることとする。

先に、「上支配・分給令」の全蔵入地への実施によって、農政の課題が一応達成されたことを指摘したが、ここで問題となるのがその実際の実施状況についてである。この点に関しては、芝原拓自氏が、明治七年段階での実態調査資料たる「旧藩仕組加地子反別一人別帳」の詳細な分析から、(一)三〇町以上所有の地主七人の内三人は完全没収であり、六町以上分給を受けた者は一人(四〇町の内十町、二五%分給)であったこと、(二)地主への二五%分給という原則は、施行過程でますます地主に厳しく適用されたこ

第19表 弥富・井手家所持加地子地（申告分）

郡名	所在地村名	旧所有加地子地
		畝
神崎郡	黒津村	419.19
佐賀郡	下古賀村平八搦	52.26
"	高太郎村（元相応・丸目）	1956.28
"	早津江村	1287.25
"	子々森村	712.22
"	大詫間村	3702.3
"	福富村	308.17
"	犬井道・田中村	494.2
"	大野村	542.12
"	住吉村	546.2
小城郡	芦ヶ里三丁分	264.13
小杵郡	八丁村	354.12
"	佐留志村	223.14
松浦郡	内野村（曲川）	370.0
"	新田村	179.27
	計	12303.10

〔註〕「加地子反別持主書上張」より作成。

と、(三)農商分離政策は貫徹していること、を明らかにし、実施に当っては法令以上の強力さで貫徹されていたことを実証している。

ところで、「旧藩仕組加地子反別一人別帳」の数字を集計した「加地子田畑一人別帳寄」により、「均田制」の対象となった加地子地の規模・分布状況を見ると、第17表の通りである。芝原氏を含む従来の研究では、その対象とはならなかったとされていた大配分においても、五七町余が対象となっていたことは注目すべきことである。これは、例えば第18表に示されるように、地主の所在地が本藩領（蔵入地）であったことによるものと考えられ、すべて完全没収であることからわかるように、郷村不在地主排除方針によるものであった。

さて、次に問題となるのは、「旧藩仕組加地子反別一人別帳」の数字がそのまま「均田制」対象地と認定できるかという点である。この点は、領内最大の地主であった弥富・井手家を例にとり検討してみることにする。先述の通り、天保十三年以前の同家の土地集積は、

第20表 弥富・井手家所持加地子地（認定分）

郡名	所在地村名	旧所有加地子地	分給地
神崎郡	黒津村上下分	333.3	.0
佐賀郡	下古賀村	52.26	.0
〃	高太郎村	407.7	.0
〃	早津江村	1223.24	.0
〃	子々森村	712.22	.0
〃	大詫間村	2622.14	.0
〃	福富村	289.15	.0
〃	犬井堂・田中村	555.11	.0
杵島郡	八町村	92.3	.0
〃	佐留志上分村	42.4	.0
〃	〃 下分村	181.10	.0
松浦郡	曲川村	335.1	.0
〃	新田村	134.15	.0
計		6980.5	.0

〔註〕「旧藩仕組加地子反別一人別帳」より作成。

小宮睦之氏による土地活券状の集計によると九五町余であったが、第19・20表の通り、明治七年段階で、地主が主張する加地子地を示す「加地子反別持主書上帳」⁸⁵⁾では一二三町余、地主・小作双方調印の上県庁が認定した加地子地を示す「旧藩仕組加地子反別一人別帳」⁸⁶⁾では六九町余と大きく食い違っている。

この相違は何に由来するのであるうか。土地活券状の場合は散逸が考えられるので、天保十三年段階の同家の土地集積は最低でも九五町余ということであり、おそらくは明治段階で同家が主張する一二三町余に近いものであったと考えられる。これと、「旧藩仕組加地子反別一人別帳」の六九町余との相違の理由は必ずしも明らかにはできないが、第21表を見ても、高太

郎村における同家の加地子地の内三町九反余が、天保十三年以後の小作人による土地転売により、同家の所持地とは認められなかったことがわかる。⁸⁷⁾この他にも色々原因はあったと考えられるが、ともかく、地主が主張する加地子地と県庁が認定した加地子地の間には格差が存在したのであり、「旧藩仕組加地子反別一人別帳」の数字がすなわち「均田制」の対象地を示すものとは言い切れないことは明らかである。さらに、「諸借銀并加地子猶予令」の段階では、地主・小作相対による地主・小作関係の解消に主眼を置いており、この段階でも一定程度は解消されたと考えられるので、芝原氏の立論の前提となっている、「旧藩仕組加地子反別一人別帳」の数字がすなわち蔵入地における全加地子地

第21表 高太郎村における弥富・井手家所持加地子地

	小 作 人 名	加地子地	備 考
高 太 郎 村		畝	
	中 村 忠 藏	30. 2	
	城 島 吉 吉	59. 21	
	" 和 十	56. 1	
	吉 岡 半 藏	40. 27	
	百 崎 栄 七	28. 12	
	中 村 善 藏	20. 29	
	石 丸 兵 之 藏	27. 15	
	向 井 之 奥	42. 19	
	米 倉 市 右 衛 門	10. 18	
福 田 安 藏	90. 10		
	小 計	407. 4	
	古 賀 吉 平	29. 23	買入地、元伊三郎 5 (朱)
	宮 副 清 右 衛 門	85. 18	"、元平三郎 5 三作 5
	石 井 常 助	28. 27	"、元平三 5
	城 島 栄 作	30. 13	"、元平作 5
	深 堀 文 治	4. 11	"、元虎之助 5
	内 川 熊 三	112. 0	"、元平三郎・兵助 5
	立 川 政 三	38. 20	"、元平三 5
	坂 本 半 三	3. 20	
	木 塚 虎 右 衛 門	52. 21	"、元兵助・平三 5
	小 計	396. 4	此地所兵助・平三ヨリ買求、証書等も所持罷在候ニ付、弥富元右衛門・井手善兵衛持地トハ証印不仕候事

(註) 「旧藩仕組加地子反別一人別帳」より作成。

であるとは言い切れないことになる。⁽⁸⁸⁾

ところで、「均田制」の施行範囲に関しては、この政策の評価と関連して重要な問題点となっている。⁽⁹⁰⁾ 現在のところ最も信頼できる数字は、「加地子田畑一人別帳寄」の二〇二八町余(内大配分五七町余)と考えられる。これに対して、天保十三年段階の蔵入地田畠の面積は、第22表に示される如く、一万九一〇町余であるので、蔵入地全体に

対する「均田制」施行地の割合は、最低に見積もっても10%強ということになる(実際の施行地域はこの数字を上回ると思われるし、また、年々否・無米等の荒地を控除した蔵入地の実収面積と比較すれば、その割合はさらに高くなる)。

以上のように、「旧藩仕組加地子反別一人別帳」の数字は若干の検討を要することが明らかとなったが、少なくとも

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

第22表 蔵入地田畠面積及び地米高

	面積	地米高	実収面積	実収高
田方	15,270町	126,578石	※(7,148)町	90,210石
屋敷方	654	4,209	576	3,822
島畠方	2,839	9,771	1,603	6,818
畔茶園其外	345	604	239	371
計	19,110	141,163	9,566	101,221

〔註〕「諸控」天保十三年寅八月、より作成。但し、町・石未満切捨。※記載がないので、他の三蔵と同じ要領で算出した。

「均田制」によって蔵入地の10%強に及ぶ地域に存在していた地主・小作関係が解消されたということは事実であり、従って、この政策は一応の成功を納めたと言つて差支えないであろう。

昌頭でも述べたように、従来の研究史においては、「均田制」は藩政改革の中で明確に位置づけられてこなかった。特に、どのような経過で「均田制」という政策が立案され実行に移されて行くのかといった基本的な検討が全くと言って良いほどなされてない。例えば、「旧藩仕組加地子反別一人別帳」の詳細な分析によつて、従来の法令中心の研究を大きく前進させた芝原氏でさえも、天保十三年の改革派更迭に伴なう永山十兵衛の藩政中枢部への進出が「均田制」の実施を可能にした、という根拠のない推測がこれに替えられているのである。⁹¹ 実際には、「均田制」に至る農政遂行の背景には、既述の通り、請役所―在住代官ラインへの農政機構統一―在住代官体制の整備・強化という事実が存在したのであり、この有能な人材を配し、実際に農村に居住することによつてその事情に精通した在住代官によつて、「均田制」に至る農村政策が立案・実行されて行つたのである。この点を抜きにしては、何故佐賀藩において「均田制」に代表される強力な農村政策が生み出されたのかという疑問の答えは出せないと思われる。従つて、従来のような幕末佐賀藩農政Ⅱ「均田制」といった短絡的なとらえかたではなく、配分地をも含めた全藩規模での統一的農政の展開等の問題も含めて、幕末期農政の経過の中で「均田制」を評価すべきであると

われる。

先述の通り、「上支配・分給合」の全蔵入地への実施は、幕末佐賀藩における農政が目指した、均田・限田・農商分離による郷村復興Ⅱ藩財政運営の基本となる蔵入物成の安定的確保のための本百姓体制の再編を一応達成させた。弘化期以降、佐賀藩は洋式を中心とする軍制改革を積極的に進めて行き、その財源を捻出するために、種々の専売制・利殖活動を進め、蔵方とは別途会計の掛硯方財政を強化して行く。また、そのためにこそ蔵方財政はより緊縮化を要請され、その財政基盤たる収納地を削減されて行く(第20表参照)。このような状況の中で藩財政の經常支出を賄うためには、本年貢収入の安定的確保は必要不可欠の条件となってくる。この意味において、「均田制」を中心とする農政改革は、幕末藩政改革の一つの大きな支柱であった。そして、この農政改革においてみられた、郡方体制の否定・大配分への介入(地方知行制改革)は、領内割拠体制克服の足掛りとなって、諸改革を領内全般に徹底させるための前提となり、ここから生み出された領内の統合は、維新変革を迎えるに当って大きな意味を持つことになるのである。

【註】

- (1) 小野武夫『旧佐賀藩の均田制度』、土屋喬雄『近世日本農村経済史論』、井上清『日本現代史Ⅰ 明治維新』、後藤靖「幕政改革」とくに天保改革について」、『歴史学研究』一七六号、芝原拓自「肥前藩における幕末藩政改革の基調」、『歴史学研究』二三三号)・同「明治維新の権力基盤」等。
- (2) 木原溥幸「佐賀藩の天保改革」(『香川大学教育学部研究報告』一三三〇)・同「幕末・維新时期における肥前佐賀藩」(『明治維新と九州』所収)等。
- (3) 小宮睦之「佐賀藩川副下郷における商人地主の台頭について」(『九州文化史研究所紀要』二四号)。
- (4) 前掲『明治維新の権力基盤』。
- (5) 山田龍雄「佐賀藩『均田制』に関する覚書」(『九州文化史研究所紀要』八・九号)。
- (6) 「広渡手控抄録」。以下特にことわらない限り、佐賀県立図書館所蔵「鍋島文庫」所収の史料である。

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

(7) 年次・著者ともに不明であるが、内容からして文政末・天保初期のものとして推定され、また、書中に上佐嘉代官所管内を例にとった記述が見られることから、同代官所関係者の筆になるものと考えられる。

(8) 「御意請」 天保八年。

(9) 「請御意」 天保九年。

(10) 佐賀藩では、御側・外様が明確に区別されており、一般藩政を司る役職を外様と称していた。また、財政上においても、御側収納米・小物成を財源とする御側⇨掛硯方財政と蔵入物成を財源とする外様⇨蔵方財政は別途会計で明確に区別され、他藩に比べ御側の力が強いことを特徴としていた。

(11) 天保八年「御意請」の記載は次の通りである。

(前略) 御政雑其外役々、只今之通相離居、手々取計候通ニ而者、御趣意連続不致、御費も不少候得者、大本者一役所ニ被相寄、配下之役々者一筋方直ニ差図を受候様有之候半者、諸事共迅速ニ相届御用弁者勿論御入費も相減可申候、(以下略)

さらに、後に見る原五郎左衛門の「郷内仕与書」にも、「一時一事之弊を救候ため御内・外役数相嵩、一役々々方端々江栄出諸手当有之処方法令多端ニ相成、御規則御改正之筋、下々勿論、役々と候而も不仮記様相成」と指摘されており、佐賀藩の藩政機構は、本来これを総監する立場の請役(家老)の下には、必ずしも統轄されていなかったことがわかる。

(12) 「御意請」 天保八年。

(13) 「御側外様諸役調子」。

(14) 「直正公御年譜地取」(以下、「地取」と略記す) 巻三 天保八年七月十九日条。

(15) 「請御意」 天保九年。

(16) 「今般御改正ニ付代官人数増目付御旨達其外控」 天保九年九月 田代通英存(田代は、郷普請役・蔵方附役・藤津代官等を歴任し、「無比類勤功」の人と称えられた人物である。以上、「諸控」による)、白石鍋島家「天保九戌年中日記」。

(17) 「天保九戌年中日記」。

(18) 「請御意」 天保十年 御仕組所。

(19) 「今般御仕組ニ付申上相成候吟味書其外扣」 御年寄手許(以下、「吟味書」と略記す)。

(20) 木原氏は、この条の一部分を引用し、「代官層の一人である原五郎左衛門は、農民救済については、(中略) 加地子を肯定する立場からの救済策であり、加地子猶予令を出した藩政担当者とは若干異っているようである」(前掲「佐賀藩の天保改革」

一三三頁」とされている。しかし、そのような事実はなく、「零落之百姓田地を金下ニ相成、利米・加地子米等指出候ものハ、田居付拝借など被差出候而も終ニ振立候期不相見、(中略)大一体ノ運相付候半而ハ捌相付兼」(吟味書)と、その根本的解決をこそ主張しているのである。

(21) この点に関しても、木原氏は、「米売買之商人・酒屋・質屋・油屋等々、鄉村盛衰ニ相掛候条、猶又巨細ニ仕組被相建度事」という部分のみを引用して、「農商分離に際して当時農民の日常生活と密接な関係をもっている営業については、ある程度認めようというのである。在任代官層の見解は藩庁の厳しい態度とは若干異なっていることがわかる。」(前掲「佐賀藩の天保改革」一一六頁)と主張されている。しかし、文脈にそって素直に読むならばこのように解釈することは困難である。

(22) 原五郎左衛門は、「原は前年代官に登庸せられたる書生の一人にて、農事の奨励に治積ありて政府に任用せられしが、事功を好みて奇智あり、民間の事業を起すに好適任たりしを以て、公は後まで渠を代官の才と称せられたり。」(鍋島直正公伝)第三篇 九四頁)と書かれている。

(23) 「地取」巻四 天保十三年三月二十五日条。

(24) 正確には、「皿山代官・有田皿山在任代官、楮又伊万里惣心遺兼帯」(「請御意」)天保十年)である。この記載により、同じく皿山代官と呼ばれても、藩政初期から存在した皿山代官と寛政期に設けられた有田皿山在任代官とは、実際には区別すべきものであったことがわかる。

(25) 「吟味書」。

(26) 「請役所諸達帳写」天保拾三年寅六月十五日付 田代通英識、及び「請御意」天保十三年(但し、「野中家文書」(野中万太郎氏所蔵)所収の抜粋本による)。

(27) 藤野保編『佐賀藩の総合研究』本編第二章第三節参照。

(28) 鄉村再興銀米は、嘉永二年まで支出されたことが確認できる。これは、翌年十月、「最早代官ノニ而ハ三千石餘も囲も出来」たことから、「長崎御備増方ニ御取用」とすることに決定されたことによるものであった。但し、代官層の反対によって、代官所には別に三万両が支出されることになった。以上、「手控」による。なお、この「手控」は、天保元年以降御年寄としてつねに藩主直正の側にあり、改革派の中心人物の一人でもあった鍋島市佑保修(夏雲)の日記である。よく引用される「鍋島夏雲日記」は、この「手控」を明治以降に抜粋したものであるが、両者ともに一部分しか現存しない。

(29) 「請役所諸達帳写」。この資金が具体的にどのようなに使われたのかは必ずしも明らかではないが、「地取」の嘉永四年三月二

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

(下札)

十一日条に、「別段搦方之儀、(中略)代官所御再興金方四千両胴金相備、右丈之米筭被差出、当年柄津民御救助旁御取懸相成、当築立一順代官主と成り取計候様」とあり、単に御救として郷村に支出されただけではなく、種々の仕組が行なわれたようである。また、「談話筆記」には、「代官所ニモ役内銀アリ、其用途ノ重ナル者ヲイハ、譬ヘハ新米出来立ノ時ニ於テ、商人共價ヲ賤クシテ之ヲ買取ントスルキハ、代官所ヨリ時價ニ照シテ假に之ヲ買ヒ、米ハ猶百性ニ預ケ置キ高價ヲ待テ之ヲ賣拂ヒ、其益金ノ内代官所ニテハ、僅少ノ金利ヲ収メ、餘ハ皆百性ニ與フ、又農馬農具買入其外農業ニ関スルノ費用ニ付而管内ノ百姓ヨリ御取替願ヲ為ス時ハ、極メテ低利ヲ以テ此役内銀ノ内ヨリ貸付ル等ナリ」とある。

(30) 「加地子書類」。

(31) 「吟味書」所収の上申書は、次の通りである。

一 郷内御再興ニ付、去ル^{天保十三年}寅年不少御手当金をも被差出候付、代官中存寄之次第於御仕与所御讃談相成、同年方同亥ノ年迄加地子米之儀致平談候通相成居候、(以下略)

(32) 史料上は、このような文言はないが、便宜上こう呼ぶこととする。

(33) 「加地子書類」。

(34) 「請役所諸達帳写」。なお、小城鍋島家「諸達帳」十一(九州文化史研究施設所蔵写本)、及び坊所鍋島家「跟日記」所収のもの、共に二一ヶ条となっている。また、史料上このような文言はないが、便宜上こう呼ぶこととする。

(35) 「請役所諸達帳写」。

(36) (37) 「諸控」天保十四年 田代識。

(38) 「諸達帳」十一。

(39) 該当部分の記載は、次の通りである。

一 住居之村里方懸ケ隔り、自作難叶場所江田畑買取所持罷在候ものハ、地元相当之直段を以、元主又ハ寂前百姓作方望之もの江、漸ク売捌可申候、尤右売捌迄之義者、上ケ米輕相定候様

一 売渡之田畑、買主作方罷在候者者、買戻不相叶候、尤年限を以買戻之約定有之候向者、約定之通相整候様

一 質地之田畑、年限切レ後拾ヶ年之内者、元地主方買戻及相談候節ハ、元銀米ニ而相渡候様、尤取主作方中否開段下等ニ而入費之銀米有之丈を、利無ニ元銀米ニ取加、互ニ勘弁を以取引相整候様

附、質地年限切レ之田畑買戻、下渡脇方江質入且作方等相頼候儀、決而不相叶候、自然無抛又々自作難叶節者、寂前之

(1) 取主江元銀米高を以遂相談候様

一壳渡并質之田畑者、取主方作方相整候儀無之、打追元地主作来り、利米之桶ニ年々上ヶ米差出来候節ハ、以来上ヶ米差捨、元銀米拾ヶ年賦ニ買戻相整候様、尤右年賦之銀米返弁不埒無之様、一類・組合方手形を以堅申極手有之候様

附、町在家屋敷之儀も、本条同断

(1) 一壳渡并質之田畑、取主方作方相整候儀無之、当時元地主ニも作方不罷在、取主方脇々江為作置候田畑之儀、元地主方元銀米ニ而買戻及相談候ハ、無儀相渡候様

附、元主買戻之日論見不相付候を、其村之百姓方右地面作方之望有之、及相談候ハ、取主并元地主熟談之上、元銀

米ニ而売捌可申候、尤右売捌迄之義者、上米輕相定候様

(1) 一町在家屋敷并地面之儀、以来御私領外江壳渡・質入并引当ニ而差出候儀、可為停止候

附、御私領内たり共懸隔候筋江者、本文同断相心得候様

(40) 須古領という明示はないが、「当時御当役御勤中ニ付而ハ他之見鑑とも相成候様」とあり、天保六年から安政六年まで当役(請役)は須古領主鍋島安房が勤めているので(御親類御家老諸役)、須古領のものと断定した。

(41) 多久家「役所日記」天保十三年(多久市立図書館所蔵「多久家史料」所収)。

(42) 「談話筆記」。

(43) 納富鍋島家「日記」天保十三年。

(44) 木原氏の場合、この政策に対する評価はかなり低い(前掲「佐賀藩の天保改革」二二〇頁)。

(45) 「吟味書」。

(46) 「私記」池田利睦。なお、この「私記」は、天保十三年十月、着座に取り立てられて請役相談役(参政)に任じられ、改革派の中心人物として活躍した池田半九郎利睦の日記である。但し、原本は現存せず、ここでは「鍋島文庫」所収の抜粋本を利用した。

(47) 「地取」巻五 弘化四年五月六日条。

(48) 『蓮池藩日誌』五五四・五五六頁。

(49) 「手控」、「地取」巻七。

(50) 「手控」。

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

- (51) 「加地子書類」。
- (52) 「諸控(丙)」 田代存。
- (53) 「地取」巻七 嘉永五年七月十八日条。
- (54) 「私記」。
- (55) 坂部にこのことを伝えた池田半九郎の記すところによれば、次の通りである。
- 一皿山代官坂部与右衛門儀、当節加地子一件ニ付而、大切之事柄ニ付、右之筋吟味相成度、被_レ存候次第、御仕組所能出被_レ申達候様有之度、御当役安房殿方沙汰有之、同役中ニも同意ニ付、与右衛門江右之段拙者方相達候事 (「私記」)
- (56) 「諸御達写帳」 嘉永五年 (「前田家文書」(前田ヒテ氏所蔵))。
- (57) 「加地子書類」。史料上は、このような文言はないが、便宣上こう呼ぶことにする。
- (58) 「鍋島夏雲日記」。
- (59) 『鍋島直正公伝』第二篇 九一頁。
- (60) 「請御意」 天保十年。
- (61) 「私記」。
- (62) (63) (64) 「加地子書類」。
- (65) (66) 前掲『旧佐賀藩の均田制度』一三一・一三二頁、一三三〜一三五頁。
- (67) 佐賀県立図書館所蔵「明治行政資料」所収。
- (68) 前掲『旧佐賀藩の均田制度』一三四頁。
- (69) 八ヶ谷の場合、銀十四貫目にも及ぶと見積もられた入具銀を調達するため、永代地主・七ヶ年無米・点役免除等を条件に、十四口(二十人)の銀主を勧誘し、彼らに普請を請け負わせることによって造成されたものであった(『伊万里市史 続編』八九〜一〇七頁)。
- 従って、「上支配・分給令」の免除を受けた者は、このような特殊な由緒を持つ新田地主であったと考えられる。
- (70) 木原氏前掲「幕末・維新时期における肥前佐賀藩」一五四頁、山田氏前掲「佐賀藩『均田制』に関する覚書」八三〜八五頁、両氏は共に譲歩とみている。

(71) 「泰醫院様御年譜地取」 寛政十年十二月二十五日条、同十二年六月二十二日条。

(72) 「齊直公譜地」 四 文化二年六月二十四日条。

(73) (74) (75) 「請御意御聞届諸役相達全」 天保十二年 御仕組所。

(76) 諫早家「日記」 天保九年（県立長崎図書館所蔵「諫早文庫」所収）。

(77) 「談話筆記」。

(78) 諫早家「日記」 天保十三年。

(79) 大庄屋には、蔵入地におかれた蔵入大庄屋と配分地（知行地）におかれた配分大庄屋があった。この内、蔵入大庄屋は寛政末の改革によって境目筋以外は整理され、その権限も大きく削られたようであるが、配分大庄屋（特に大配分）の場合はあまり手が付けられなかったようである。このことは、大庄屋人数の変化にも反映しており、改革前五二人（蔵入二九人・配分二三人）であったのが、天保期には三二人（蔵入十二人・配分一〇人）と、配分大庄屋は三人の減少に留まっている（諸控（乙） 田代存）。

(80) 諫早家「日記」 天保十三年。

(81) 「私記」。

(82) 「私記」、『蓮池藩日誌』五五二・五五四頁。

(83) 「手控」。

(84) 前掲『明治維新の権力基盤』第一章第二節。

(85) 同史料所収、「天保十三寅年仕組加地子反別持高書上」 明治七年五月 第十三大区一小区佐賀郡早津江津地主中（明治行政資料）による。

(86) 各村毎の「旧藩仕組加地子反別一人別帳」を集計したものである。

(87) 加地子地の調査要綱に、「加地子田畑之内、仕法后小作人心得透ニテ転売シタル地所、（中略）買請地ノ趣強テ申張証書類所持之モノハ、其趣意一筆限ノ肩江朱書ヲ以記載」（『旧佐賀藩加地子一件書類』（県立長崎図書館所蔵））とある。

(88) 加地子地の調査要綱に、天保十三年段階で年季中であつた質地のうち、その後の地主・小作人の示談で解決した分は加地子地とはしない旨の記載がある（『旧佐賀藩加地子一件書類』）。

(89) 前掲『明治維新の権力基盤』三二頁等。

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

幕末佐賀藩における農政の展開とその基調

(90) 『佐賀県史』中巻 三三三—三三六頁。

(91) 前掲『明治維新の権力基盤』五〇頁。

(92) 拙稿「幕末佐賀藩における殖産興業政策の展開」〔九州史学〕八一号）参照。

【附記】

本稿は、一九八三年度に九州大学に提出した修士論文の一部を加筆・訂正したものである。末尾ながら、成稿にあたり種々御教示を賜った藤野保先生に、記して謝意を表したい。